

第九条の三第二号へ

産業廃棄物の受入量・運搬量 (平成30年4月から平成31年3月まで)

自社への運搬

単位:t

産業廃棄物	30/04	30/05	30/06	30/07	30/08	30/09	30/10	30/11	30/12	31/01	31/02	31/03	総計
燃え殻						2.69	0.30						2.99
汚泥	5.17	0.50	11.14	2.07	2.70	5.37	9.66	5.00	7.28	3.37	4.72	5.31	62.29
廃プラスチック類	376.86	412.23	437.34	446.39	417.30	421.36	469.62	451.41	476.01	374.38	405.85	469.19	5,157.94
木くず	30.30	43.84	84.98	55.27	44.63	37.22	42.28	32.78	36.57	26.04	41.81	33.15	508.87
金属くず	13.45	25.22	18.78	17.00	25.44	22.86	27.55	24.45	21.31	15.55	20.49	20.55	252.65
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	14.36	17.29	15.64	14.23	24.15	27.76	14.99	10.83	7.90	6.92	9.96	13.25	177.28

※紙くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類については上記期間の扱いはありません。

※運搬方法は全て車両によります。

※上記の期間に自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物の扱いはありません。

他社への運搬

単位:t

産業廃棄物	30/04	30/05	30/06	30/07	30/08	30/09	30/10	30/11	30/12	31/01	31/02	31/03	総計
燃え殻						2.31		0.28					2.59
汚泥		2.18	6.20		1.14	0.98	4.98	2.63	0.56	3.29	2.02	1.97	25.95
廃油					0.16								0.16
廃プラスチック類	95.85	66.50	101.01	102.76	116.84	108.06	84.51	86.21	104.71	79.07	83.09	94.24	1,122.85
木くず	39.10	53.26	100.07	69.55	56.17	59.03	71.29	54.31	48.77	36.82	58.16	46.80	693.33
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	6.82	9.56	6.79	5.75	10.16	12.08	20.72	9.62	5.19	5.38	5.17		97.24
金属くず	6.82	9.49	6.78	5.73	10.41	12.98	23.37	16.84	5.19	6.73	7.30	2.44	114.08

※廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、家畜ふん尿、ダスト類、令第2条第13号廃棄物については上記期間の扱いはありません。

※運搬方法は全て車両によります。

※上記の期間に自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物の扱いはありません。

第十条の十二第二号へ

産業廃棄物の受入量・運搬量 (平成30年4月から平成31年3月まで)

他社への運搬

単位:t

産業廃棄物	30/04	30/05	30/06	30/07	30/08	30/09	30/10	30/11	30/12	31/01	31/02	31/03	総計
引火性廃油		0.81	0.07		0.81	0.32			1.13			0.16	3.30

※運搬方法は全て車両によります。

※腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害ダスト類(カドミウム、鉛、セレンを含むもの)、
 特定有害汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、
 1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、セレンを含むもの)
 特定有害汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、
 1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、セレンを含むもの)
 特定有害廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、
 1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、セレンを含むもの)
 特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、
 1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、セレンを含むもの)
 については上記期間の扱いがありません。